秩父漁業協同組合　共第１号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、秩父漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第１号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、第１５条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　第１項の承認を受けた者は、直ちに第１０条各項又は第１１条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

（キャッチアンドリリース区間の設置）

第３条　次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場所で再放流しなければならない。

ア　魚種	イ　区域	ウ　期間
ます類	荒川（皆野町地先日野沢川合流点から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域）	１月１日から１２月３１日まで

（尾数の制限）

第４条　次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、１人１日当たりそれぞれエ欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

ア　魚種	イ　区域	ウ　期間	エ　尾数
ます類	荒川（秩父市地先巴川橋から長瀞町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの区域。ただし、第３条表中に掲げる区間を除く）	１０月１日から翌年２月末日まで	３尾

（漁具・漁法の制限）

第５条　この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、投網、置ばり、やす突及び釣りに限る。

２　次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア　漁具・漁法	イ　規模
投網	円周２０ｍ未満
釣り	道糸２本以内

３　あゆについては、第６条に規定する遊漁期間で組合が定めて公表した期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

４　日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。

５　釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第６条　次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア　魚種	イ　期間
あゆ	組合で定めて公表した日から１２月３１日まで
ます類	３月１日から９月３０日まで ただし、にじますについては、秩父市地先巴川橋から長瀞町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの荒川及び第８条第２項の特設釣区においては、１月１日から１２月３１日まで
わかさぎ	９月１日から翌年３月３１日までの間で組合が定めて公表した期間
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、なまず	１月１日から１２月３１日まで

（禁止区域）

第７条　前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア　区域	イ　期間
吉田川（秩父市上吉田、合角ダム上流２００ｍから下流３００ｍまでの区域）	１月１日から １２月３１日まで
浦山川（秩父市荒川久那、浦山ダム上流２００ｍから下流３００ｍまでの区域）	
荒川（秩父市大滝、二瀬ダム上流２００ｍから下流３００ｍまでの区域）	

中津川（秩父市中津川、滝沢ダム上流４００ｍから下流３００ｍ・貯砂ダム上下流３００ｍまでの区域）	１月１日から １２月３１日まで
牛喰沢	
永井谷沢川	
大栗沢川	
ムジナ沢	
大若沢	
大山沢	
大ガマタ沢	

２　魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては当該表示期間は遊漁をしてはならない。

３　魚類の保護のため、魚道の上流１０ｍから下流１０ｍまでの区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第８条　次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア　区域	イ　期間
田野沢	１月１日から １２月３１日まで
三沢川（皆野町三沢、大堰から上流の区域）	
日野沢川（皆野町国神、日野橋から上流の支流を含む区域）	
赤平川（小鹿野町三山、田ノ頭頭首工（取水口）から上流の支流を含む区域）	
吉田川(秩父市下吉田、ふりの堰堤から上流の支流を含む区域)	
阿熊川（支流を含む）	
薄川（支流を含む）	
小森川(小鹿野町両神小森、小森堰堤から上流の支流を含む区域)	
定峰川（秩父市定峰、定峰橋から上流の区域）	
大棚沢	
関ノ入谷	
生川	
横瀬川（横瀬町横瀬、滝の枕秩父用水（取水口）から上流の支流を含む区域）	
荒川（秩父市別所、秩父発電所放水口上流１００ｍから下流２００ｍまでの区域）	
浦山川（支流を含む）	
安谷川（支流を含む）	
谷津川	

贄川	１月１日から １２月３１日まで
猪鼻沢	
荒川（秩父市荒川白久上サ、白川橋から上流の支流を含む区域）	

２　次の表に掲げる特設釣区においては、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

特設釣区の名称及び区域
名称　大血川渓流観光釣場 区域　大血川（秩父市大滝字大血川地先の６５０ｍの区域）
名称　入川渓流観光釣場 区域　荒川（秩父市大滝字入川地先の７８０ｍの区域）
名称　中津川渓流観光釣場 区域　中津川（秩父市中津川地先の６００ｍの区域）
名称　浦山川渓流観光釣場 区域　浦山川（秩父市荒川久那地先の１３００ｍの区域）
名称　横瀬川渓流観光釣場 区域　横瀬川（横瀬町大字芦ヶ久保地先の６００ｍの区域）
名称　浦山広河原渓流観光釣場 区域　広河原谷（秩父市浦山字広河原３２３５番地の１地先の２００ｍの区域）

（全長制限）

第９条　次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア　魚　　種	イ　全　　長
ま　す　類	１５センチメートル
こ　　い	１８センチメートル
う　な　ぎ	２６センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第１０条　遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の１年とは３月１日から翌年２月末日まで、「シーズン」とは１０月１日から翌年２月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁 承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種、ただしにじますは１０月１日から翌年２月末日までを除く	投網、置ばり、やす突 釣り	１年	１４，０００
			１日	３，０００ 現５，０００
渓流券	全魚種、ただしあゆ、にじます（１０月１日から翌年２月末日まで）、わかさぎを除く	釣り	１年	９，０００
			１日	２，５００ 現５，０００
特乙種	全魚種、ただしあゆ、ます類を除く	釣り	１年	６，５００
			１日	１，０００ 現２，５００
乙種	全魚種、ただしあゆ、ます類、わかさぎを除く	釣り（リール釣りを除く）	１年	４，０００
			１日	４００ 現５００
冬季 にじます券	全魚種、ただしあゆ、ます類（にじますを除く）、わかさぎを除く	釣り	シーズン	５，５００
			１日（シーズンに限る）	２，０００ 現３，０００

２　前項の規定にかかわらず、身体障害者の遊漁料の額は次表のとおりとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の１年とは３月１日から翌年２月末日まで、「シーズン」とは１０月１日から翌年２月末日までとする。

遊漁 承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種、ただしにじますは１０月１	投網、置ばり、やす突、釣り	１年	１１，０００

	日から翌年２月末日までを除く。		１日	２，４００
渓流券	全魚種、ただしあゆ、にじます（１０月１日から翌年２月末日まで）、わかさぎを除く。	釣り	１年	７，５００
			１日	２，０００
特乙種	全魚種、ただしあゆ、ます類を除く	釣り	１年	５，０００
			１日	８００
乙種	全魚種、ただしあゆ、ます類、わかさぎを除く	釣り（リール釣りを除く。）	１年	３，０００
			１日	３００
冬季 にじます券	全魚種、ただしあゆ、ます類（にじますを除く）、わかさぎを除く	釣り	シーズン	４，５００
			１日（シーズンに限る）	１，６００

３　前２項の規定にかかわらず、１８才以下は無料とする。

４　第８条第２項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、前３項及び次条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公表した遊漁料の額及び納付の方法とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第１１条　前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の１年とは３月１日から翌年２月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
県内共通	全魚種、ただしあゆ、ます類を除く	釣り（リール釣りを除く）	１年	６，０００

２　前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の２分の１に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第１２条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名（期間を１年とする遊漁承認証に限る）

（２）承認期間

（３）遊漁承認証名

（４）遊漁料の額

（５）発行者名

（６）その他参考となるべき事項

２　遊漁承認証の交付は、第１０条第１項及び第１１条第１項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

３　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第１３条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第１４条　漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯しかつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

（１）氏名

（２）有効期間

（３）その他必要な事項

（４）発行者名

（違反者に対する措置）

第１５条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附　則

１　この規則は、２０２４年１月１日から施行する。

２　この規則施行前に秩父漁業協同組合共第１号及び共第４号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。